平成２７年（フ）第１２７１号
福岡市城南区西片江１丁目16番20―305号
債務者　長井裕一郎
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７８号
福岡市早良区原団地76番106号
債務者　旭　　紀昭
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７９号
福岡市早良区原団地76番106号
債務者　旭　由美子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９２号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目７番33―206号
債務者　三舩寿美香（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９４号
福岡市東区馬出２―５馬出市営住宅１棟510、住民票上の住所福岡市東区馬出６丁目16番６―101号
債務者　高木　　脩
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０６号
福岡市西区壱岐団地89―403、住民票上の住所福岡県古賀市中央４丁目４番13号
債務者　藤岡佐和子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１９号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目11番35―310号
債務者　重松　亜紀
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２０号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目18番地　ちくしハイツいとう205号
債務者　野口由紀子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２１号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２―505号
債務者　白石　康子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２６号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
債務者　木下　雅子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２７号
福岡市早良区有田１丁目15番１―504号
債務者　生野　啓子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３０号
福岡市東区若宮４丁目12番10号
債務者　梶原　　崇
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３４号
（前住所）福岡県田川郡大任町大字今任原4110番地
債務者　崎野　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３６号
福岡市早良区賀茂４丁目11番35―202号
債務者　浅野　順平
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３９号
福岡市中央区渡辺通３丁目６番28号
債務者　北郷　美法
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４２号
福岡市中央区今泉２丁目４番13号
債務者　村上　孝徳
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４９号
福岡市早良区昭代１丁目１番１―807号
債務者　須山　栄作（旧姓安河内）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５９号
福岡市南区的場２丁目10番６―702号
債務者　草場　　敏
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部